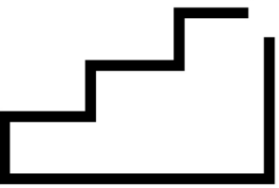


子どもの貧困に、本質的解決を。

**Learning
for
All** 

政策提言活動から見えてきたこと

～NPO法人Learning for All 李 炯植

1. 自己紹介
2. こども政策の動向
3. Learning for All の取組と今後に向けた課題意識
4. 今回の協働研究の取組



特定非営利活動法人 Learning for All

代表理事

李 炯植 (り ひょんしぎ)

貧困地域で育った原体験から、子どもの貧困問題解決に大学生の頃より取り組む。
全国子どもの貧困・教育支援団体協議会理事も兼任。

■政策提言関係の活動（これまでに参加した審議会等）

こども政策の推進に係る有識者会議 臨時委員（2021年9月7日～現在）

こどもの居場所づくりに関する検討委員会（2022年8月8日～現在）

尼崎市青少年問題協議会委員

つくば市こども政策推進アドバイザー会議 アドバイザー 等

1. 自己紹介
2. こども政策の動向
3. Learning for All の取組と今後に向けた課題意識
4. 今回の協働研究の取組

2.こども政策の動向 ～「こども基本法」の成立

- 2022年6月に、**こども基本法が成立**し、2023年4月より施行されます。
- 「こどもの権利」とその「包括支援」について取り扱う基盤が整備されました。

こども基本法の概要	
目的	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。
基本理念	<ol style="list-style-type: none">① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
責務等	○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力
白書・大綱	○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）
基本的施策	<ul style="list-style-type: none">○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備○ 関係者相互の有機的な連携の確保○ この法律・児童の権利に関する条約の周知○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等
こども政策推進会議	○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 <ol style="list-style-type: none">① 大綱の案を作成② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進③ 関係行政機関相互の調整 等 ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる
附則	施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

● 子どもの権利を保障する理念法として成立

- 差別的な扱いの禁止
- 生活保障・保護・教育を受ける機会の保障
- 意見表明権・社会的活動への参画機会の確保
- 最善の利益の優先考慮

● 子どもの権利保障のために取り組むこと

○ 国の役割

- 「こども大綱」を策定し、こども政策の方針を策定すること
- 「こども家庭庁」にて「こども政策推進会議」を行い、こども施策の重要事項の審議・実施推進を担当すること

○ 都道府県・市町村の役割

- それぞれこども計画策定の努力義務を負うこと

2023年4月からの「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」設立にむけてこども政策について、主たる検討事項として下記が挙げられています。

- **こども大綱の策定**

- 「こども政策の推進に係る有識者会議」の実施

- **「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」の検討**

- 有識者懇談会の実施
- 未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究検討委員会を実施

- **「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」の検討**

- 検討委員会の実施

- **「こどもの意見聴取と政策への反映」のプロセス検討**

- こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会の実施

- **こども政策におけるDXの推進**

- こども政策DX推進チームの発足

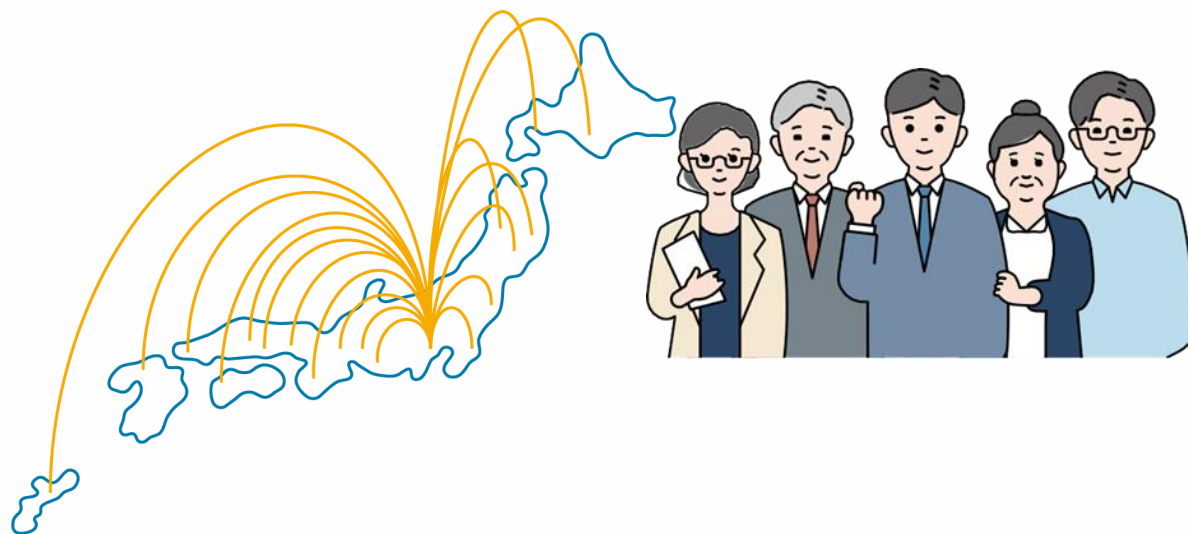
- **地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進**

- いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議の実施

※内閣官房 こども政策の推進(こども家庭庁の設置等)参照

2.こども政策の動向 ～全国への広まり

- こども基本法の策定、こども家庭庁の創設を踏まえて、「こどもの権利」保障のための「包括支援」の取り組みは徐々に強化されています。
- 市区町村レベルでも、**居場所づくりの取組や、子ども権利条例等の制定の動き**が起ってきています。
- 都道府県のみであった**児童相談所を設置する市区町村も**増えています。



1. 自己紹介
2. こども政策の動向
3. Learning for All の取組と今後に向けた課題意識
4. 今回の協働研究の取組

- 「現場」を通じてその必要性・重要性を訴求すること
 - 運営している拠点の視察や、子どもとの意見交換を通じて問題意識を発信する
- 「子どもの声」から必要な施策を提起すること
 - 虐待の文脈において、以下の観点から「居場所」の重要性をお伝えした
 - 子どものリスクの早期発見、吐露のキャッチ
 - 子どもが安心してその場において、自身の希望を表現できる
 - 被虐待経験のある子どもたちにとって回復の場となる



2021年 岸田総理(当時・前政調会長)
の見学の様子



2021年 後藤経済再生大臣(当時・厚生労働大臣)
の見学の様子

3. Learning for All の取組と今後に向けた課題意識 ～児童福祉法改正における成果

- 児童福祉法改正に伴い、**新たに国の補助事業が複数追加**。
- その中の「**児童育成支援拠点**」事業では特に困難を抱える子どもの居場所・支援拠点を地域に展開していくこととなりました。

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

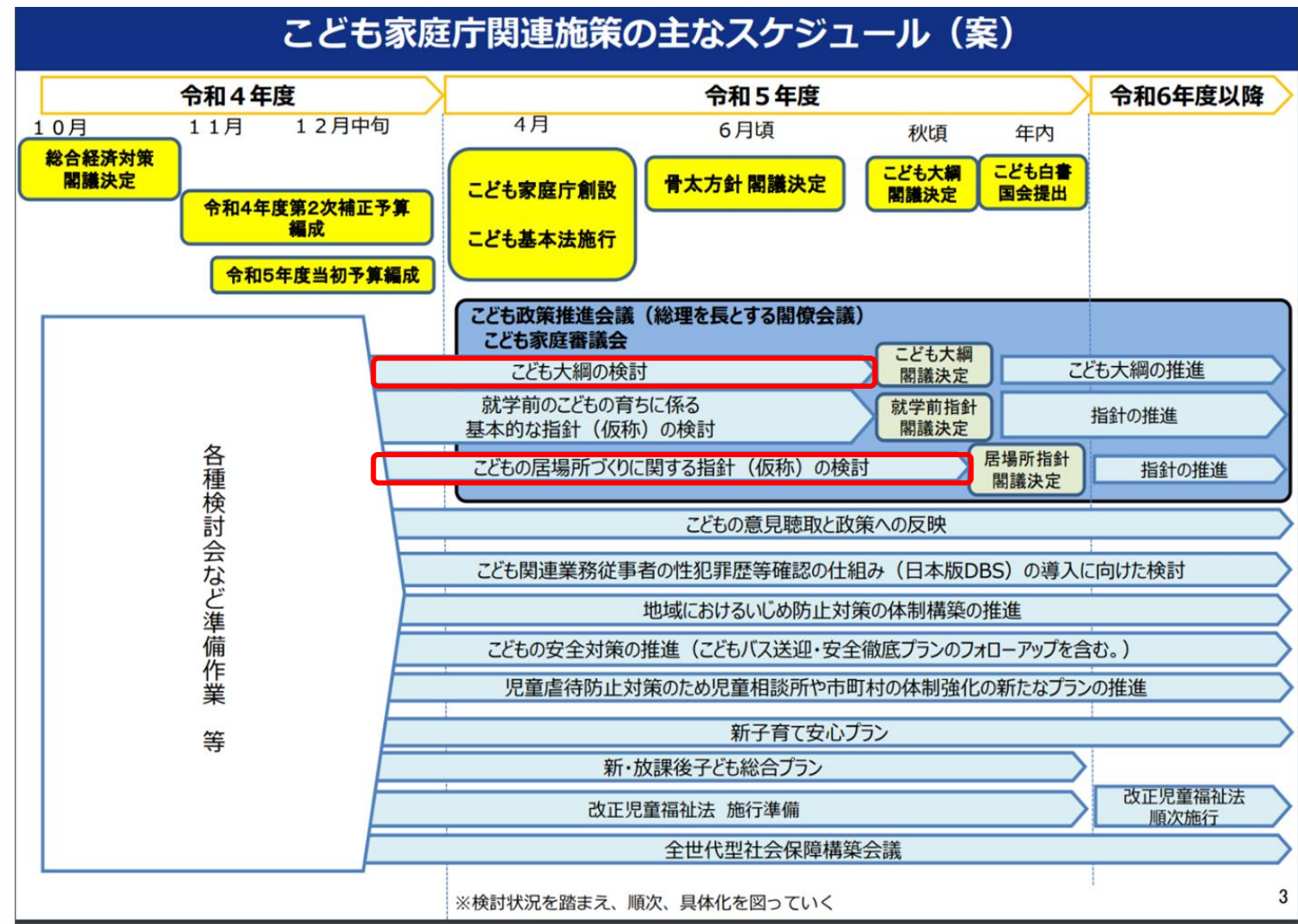
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

3.Learning for All の取組と今後に向けた課題意識 ～こども家庭庁創設への関与

- 現在はこども家庭庁創設にむけて、「こども大綱の検討」「こどもの居場所づくりに関する指針の検討」において委員を務めています。



- 「現場の運営」と「委員としての政策提言活動への関与」を通じて、下記のような検討事項に向き合っていくことが肝要であると考えています。

①「子どもの権利保障」をどのように現場に浸透させるか

- 「こども基本法」の施行に伴い、「子どもの権利保障」が全ての子ども政策の根底に改めて位置付けられることになった。
- これから、地方自治体・学校・NPO等の子どもに関わる大人に「子どもの権利保障」の理念を浸透させる必要がある。
- 学校、NPO、ひいては地域の一人ひとりまで、子どもの権利擁護を浸透させることはどのように実現できるか。

②「子どもの居場所づくり」が進むが、さまざまな問題が想定される

- 孤立孤独、困窮、地域の衰退などを背景に、国も「こどもの居場所指針」を策定し、子どもの居場所を地域に増やすことを狙っている。
- しかし、居場所を居場所と見なすのは子どもたち自身であり、単なる場所に限らず、人との関係性やオンライン空間も含め、子どもの居場所は多様である。
- 一方で、自治体の中には「子どもの居場所をxx箇所作る」という目標設定をする自治体もあり、手段と目的が逆転している様子も見られる。
- 居場所のあり方も、「ターゲットアプローチ vs ユニバーサル（ポピュレーション）アプローチ」「既存の施設等の活用 vs 新規開設」など論点が多い。どちらも必要であるが、どのように整備していけばいいのか。

1. 自己紹介
2. こども政策の動向
3. Learning for All の取組と今後に向けた課題意識
4. 今回の協働研究の取組

4. 今回の協働研究の取組

～地域協働型子ども包括支援の実態に関する調査

- 東京大学教育学研究科×LFAで協働研究を推進していきます。
- 「地域協働型子ども包括支援実態調査」を実施、来春にシンポジウムを予定

全体の調査 目的	地域と連携して実施する子ども支援の特徴と、それが子ども達にいかなる影響・効果を及ぼしているかを明らかにすること	
	①アンケート調査	②インタビュー調査
目的	1.地域協働型子ども包括支援の成果の可視化 2.支援に対するニーズの可視化 3.地域における支援者の活動、連携の実態の可視化	1.アンケート調査に対する事例の補完 2.アンケート調査では明らかにしきれない変化や、活動詳細を整理
対象	・LFAおよび他全国の子ども支援団体に関わる子ども、保護者、支援者 ※子ども約700名、保護者200名、支援者100名程度を想定	・LFAの拠点に関わる支援者、子ども
想定 アウトプット	・各アンケート結果の分析レポート -子どもアンケート -保護者アンケート -支援者アンケート	・活動内容と子どもの変化を整理したケース整理 ・ケースから見える地域協働型子ども包括支援の意義・価値の整理